平成２３年（フ）第７０４４号
大阪府茨木市下穂積１丁目２番５号
破産者　株式会社春日
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２５号
大阪府吹田市江坂町２丁目６番14号
破産者　株式会社タイヨーシステム
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２７４号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目３番19号
破産者　有限会社旭登電機
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２５号
大阪市港区磯路３丁目26番３号、前住所名古屋市中区錦３丁目23番31号
破産者　株式会社ディーステージ
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８７号
大阪市中央区南船場２丁目11番20号
破産者　株式会社Ｂ．Ｉ．Ｃ
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６９号
大阪市淀川区西中島２丁目14番６号新大阪第２ドイビル
破産者　アット・ブレインズ株式会社
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６５号
大阪府松原市天美西５丁目140
破産者　有限会社創栄サービス
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４０号
堺市北区中村町438番地の２
破産者　株式会社大装
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４２号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀761番地Ｃ―102号
破産者　有限会社大友建設
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
兵庫県西宮市馬場町１番28号
破産者　有限会社シード
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５４号
岡山市北区中央町10番13号
破産者　株式会社ＢＭ
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１号
岡山県浅口市鴨方町鴨方2094番地
破産者　株式会社高橋電機
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
岡山県倉敷市中島1169番地の６
破産者　株式会社パルフェ
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９４０号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目11番13―304号
破産者　株式会社オフィス円
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０６号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目32番８号
破産者　株式会社Ｋコーポレーション
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７２号
岩手県花巻市二枚橋第６地割26番地１
破産者　有限会社北都建総
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３６号
山形県南陽市三間通505番地
破産者　株式会社エス．イー．アイ
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３７号
茨城県北相馬郡利根町早尾300番地401
破産者　有限会社君島商会
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
群馬県前橋市広瀬町３丁目16番地２　αＮＥＸＴ前橋第11―101号、申立時の住所群馬県前橋市下大島町898番地４
破産者　庄　　治彦
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７７号
新潟市西区大野216番地
破産者　株式会社水澤家具
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１１号
新潟市西区寺尾台１丁目１番20号
破産者　株式会社富士建材
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９４号
岐阜県羽島市正木町須賀小松587番地　ハイツピーチヒル102号室
破産者　山内　祐二
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所